

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（対象集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
刈谷市	刈谷地区 (刈谷北部、富士松、かりがね、 小山、刈谷中、刈谷南部)	令和3年2月25日	令和6年1月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,176 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	952 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	356 ha
(1)うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	142 ha
(2)うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	247 ha
(備考) 集落別の各面積については、別添のとおり。	

2 対象地区の課題

耕作者アンケートへの回答において「耕作者が70歳以上」でかつ「後継者が未定又は不明」である面積に対し、中心経営体が引き受ける意向のある面積は、全体としては同等以上となっている。しかし、市の北部地区を中心に、畑や耕作条件が不利な水田においては担い手が引き受けづらく、耕作放棄地になる懸念がある。

その他集落別の付記事項として、刈谷北部、富士松においては、個人の担い手が地域でそれぞれ集積を進めているため、調整が必要な部分がある。かりがねにおいては、耕作がしやすい広い農地が少なく集積が行いにくい。刈谷中においては、西側（浜町・港町）は道路や農地の状況から担い手が引き受けにくく、一帯の集積が進みにくい状況である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落名	集約化に関する方針
刈谷北部	<p>水田については、認定農業者である加藤省吾、山田友樹など各担い手のほか、農地の受け手となる営農組織の農家等が担う。基盤整備事業区域においては、事業に係る担い手への集積を進める。</p> <p>約4割を占める畑地・樹園地については、認定農業者を中心にそれぞれの特色を生かした営農がされているが、農地の拡大意向は少ないことから、高齢化による農地の出し手の増加への対応のため新たな担い手の確保に努める。</p>
富士松	<p>水田が農地の9割以上を占めており、基盤整備事業区域を含む東側（今川・今岡）については、認定農業者である塚本博をはじめ整備事業に係る担い手を中心に集約を進めていく。西側（泉田）については、当面は営農組織の農家が中心に担っていくが、今後、他地区からの入り作も検討していく。</p>
かりがね	<p>全体として10ha未満の農地であり、認定農業者である（農）坂田農園への集積を進める。</p>
小山	<p>水田が農地の9割以上を占めており、認定農業者である加藤正裕への集積を進める。</p>
刈谷中	<p>水田が農地の9割以上を占めており、認定農業者である（農）よさみを中心に集積を進めるとともに、周辺の営農状況を勘案しながら他の担い手への利用権の設定も行う。</p>
刈谷南部	<p>水田が農地の9割以上を占めており、認定農業者である（農）よさみを中心に集積を進めるとともに、周辺の営農状況を勘案しながら他の担い手への利用権の設定も行う。</p>

（参考）各集落における中心経営体の一覧
別添のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

貸付け等の意向が確認された農地は、現況を確認し担い手への利用権の設定につなげていく。その際、調整がつくものは農地中間管理事業を積極的に活用する。

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、西境や今川・今岡地域においては、基盤整備事業を行いながら担い手への集約を行っていく。その他、耕作条件が不利な土地においては、地域で地権者の意向をとりまとめて基盤整備事業の実施を検討する。

米・麦などの土地利用型作物については、ブロックローテーション等による2年3作体系など効率的な土地利用を図る。

多面的機能支払交付金を活用した活動によって、農用地等の保全を推進する。

対象地区の各集落における現状（70歳以上農業者、後継者の有無等）

	実質化対象集落(市街化調整区域)						合計
	刈谷北部	富士松	かりがね	小山	刈谷中	刈谷南部	
①:耕地面積	406	141	8	74	104	443	1,176
②:アンケート回答分 耕作面積	320	116	6	67	78	366	952
(面積ベース回収率)	(79%)	(82%)	(75%)	(91%)	(75%)	(83%)	(81%)
③:70歳以上農業者の 耕作面積	139	46	3	55	22	91	356
(1)うち後継者「未定」	56	19	2	7	11	47	142
(2)うち後継者「不明」	3	1	0.1	0.2	0.5	3	8
(3)上記(1)と(2)の計	59	20	2	8	12	49	150
④:中心経営体の引受 意向面積	93	52	2	8	17	76	247

※面積単位はhaで、小数点第1位を四捨五入。ただし、数値が1未満の場合は小数点第1位まで記載。

※端数処理の関係で、各数値の合計が合計欄と一致しないことがある。

(参考) 中心経営体の一覧

面積はすべてha(ヘクタール)表記

属性	氏名・名称	所在地	現状(令和2年度)		計画(今後概ね5年後以降)		位置付け範囲	集落別の引受意向の面積						
			経営作目	面積	経営作目	面積		刈谷北部	富士松	かりがね	小山	刈谷中	刈谷南部	
認農	経営体A	井ヶ谷	水稲、麦、露地野菜、果樹	31	水稲、麦、露地野菜	51	刈谷北部・富士松	5	15					
認農	経営体B	井ヶ谷	水稲、麦、大豆	20	水稲、麦、大豆	40	刈谷北部・富士松	19	1					
他	経営体C	井ヶ谷	果樹	2	果樹	3	刈谷北部	0						
他	経営体D	井ヶ谷	水稲	4	水稲	5	刈谷北部	1						
他	経営体E	井ヶ谷	水稲	2	水稲	3	刈谷北部	1						
他	経営体I	井ヶ谷	水稲、露地野菜、果樹	1.4	水稲、露地野菜、果樹	1.4	刈谷北部	0						
認農	経営体F	東境	水稲	9	水稲	15	刈谷北部	7						
認農	経営体G	東境	水稲	5	水稲	15	刈谷北部	11						
認農	経営体H	東境	水稲、露地野菜	5	水稲、露地野菜	11	刈谷北部	6						
認農	経営体I	東境	水稲、露地野菜	4	水稲、露地野菜	4	刈谷北部	0						
認農	経営体J	東境	水稲	3	水稲	5	刈谷北部	2						
認農	経営体K	東境	露地野菜、施設野菜	1	露地野菜、施設野菜	2	刈谷北部	1						
認農	経営体L	東境	水稲、露地野菜	1	水稲、露地野菜	2	刈谷北部	1						
認農	経営体M	西境	水稲、露地野菜、果樹、花き	20	水稲、大豆、露地野菜、果樹、花き	31	刈谷北部・富士松	6	5					
認農	経営体N	西境	水稲、里いも	10	水稲、里いも	10	刈谷北部	0						
認農	経営体O	西境	水稲	5	水稲	6	刈谷北部	1						
認農	経営体P	西境	水稲、果樹	2	水稲、果樹	3	刈谷北部	0.6						
認農	経営体Q	西境	水稲、麦、露地野菜、果樹	2	水稲、麦、露地野菜、果樹	3	刈谷北部	1						
他	経営体R	西境	水稲、露地野菜	3	水稲、露地野菜	3	刈谷北部	0						
他	経営体S	西境	水稲	2	水稲	3	刈谷北部	1						
他	経営体T	西境	水稲	2	水稲	3	刈谷北部	1						
他	経営体U	西境	水稲、麦	1	水稲、麦	2	刈谷北部	0.4						
認農	経営体W	一里山	果樹	1.3	果樹	2	刈谷北部	1						
認農	経営体X	一里山	水稲	9	水稲、果樹	15	刈谷北部・富士松	1	5					
認農	経営体Y	今川	水稲、麦、大豆	25	水稲、麦、大豆	31	刈谷北部・富士松	4	2					
認農	経営体Z	今岡	水稲	1	水稲	2	富士松		0.7					
認農法	(農)坂田農園	一ツ木	水稲、露地野菜、果樹	11	水稲、麦、露地野菜、施設野菜、果樹	61	刈谷北部・富士松・かりがね・刈谷中	20	23	2		5		
認農	経営体a	小山	水稲、麦、大豆	43	水稲、麦、大豆	51	小山				8			
認就	経営体j	小山	果樹	0	果樹	0.3	刈谷南部							0.3
認農	経営体b	元刈谷	水稲	7	水稲	7	刈谷中					0		
認農	経営体c	小垣江	水稲、露地野菜	8	水稲	15	刈谷南部							7
認農	経営体d	小垣江	花き	0.5	花き	0.5	刈谷南部							0
認農法	(株)清水牧場(e・f)	小垣江	酪農	—	酪農	—	刈谷南部							—
認農法	(農)よさみ	高須	水稲、麦、大豆	230	水稲、麦、大豆	280	刈谷中・刈谷南部					10		40
認就	経営体k	高須	施設野菜	0	施設野菜	0.5	刈谷南部							0.5
認農	経営体g	安城市	水稲、麦、大豆	(30) 8	水稲、麦、大豆	(35) 13	刈谷南部							5
認農法	(農)高棚営農組合	安城市	水稲、麦、大豆	(290) 8	水稲、麦、大豆	(300) 28	刈谷南部							20
認農	経営体h	安城市	水稲、麦、大豆	(42) 0.1	水稲、麦、大豆	(50) 3	刈谷北部	3						
認農	経営体i	知立市	水稲、麦、大豆	(40) 5	水稲、麦、大豆	(45) 10	刈谷中・刈谷南部					2		3

※属性欄の略称は下記のとおり

「認農」=認定農業者、「認就」=認定新規就農者

「法」=法人、「集」=集落営農組織

「他」=その他、地域での農地の受け手

※他市の営農者については、市外を含む経営面積をカッコ書きで記載

合計
491.9



合計
738.8

【約247ha増】

※端数処理等の関係から、右の引受意向面積の計とは必ずしも一致しない。

刈谷北部	富士松	かりがね	小山	刈谷中	刈谷南部
93	52	2	8	17	76
合計:247					